

レコード番号	処分名	条例等名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
61	使用の許可	松前町義農通りふれあい広場の設置及び管理に関する条例	第4条第1項	3日	—	設定している	—	産業課
62	特別の設備等の許可	松前町義農通りふれあい広場の設置及び管理に関する条例	第6条	3日	—	設定している	—	産業課
63	利用時間の変更の承認	松前町義農通りふれあい広場の設置及び管理に関する条例施行規則	第2条	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	設定していない	事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難	産業課
64	奨励金の交付	松前町企業立地促進条例	第3条	14日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	産業課
65	事業者の指定	松前町企業立地促進条例	第5条第2項	90日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	産業課
66	利子補給の決定	松前町中小企業制度資金利子補給に関する条例施行規則	第4条	14日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	産業課

レコード番号	処分名	条例等名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
67	利子補給の決定	松前町農家経営健全化資金利子補給規則	第5条	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	設定していない	過去に申請実績があるものの、将来的に申請が見込まれず、審査基準を設定する実益がない	産業課
68	利子補給の決定	松前町農林漁業振興事業資金の融通に関する条例	第2条	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	設定していない	過去に申請実績があるものの、将来的に申請が見込まれず、審査基準を設定する実益がない	産業課
69	分担金等の徴収猶予及び減免	松前町営土地改良事業等の分担金等徴収条例	第8条	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	まちづくり課
70	行為の許可	松前町法定外公共用財産の管理に関する条例	第4条第1項	10日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課
71	変更の許可	松前町法定外公共用財産の管理に関する条例	第4条第1項	10日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課
72	使用料の還付承認	松前町法定外公共用財産の管理に関する条例	第5条第4項 ただし書	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課

レコード番号	処分名	条例等名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
73	使用料の減免	松前町法定外公共用財産の管理に関する条例	第6条	10日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課
74	権利の譲渡等の許可	松前町法定外公共用財産の管理に関する条例	第11条第1項	10日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課
75	用途廃止の承認	松前町法定外公共用財産の管理に関する条例	第15条第1項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課
76	処分の承認	松前町法定外公共用財産の管理に関する条例	第15条第2項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課
77	占用料の減免	松前町道路占用徴収条例	第2条第2項	10日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課
78	占用料の還付承認	松前町道路占用徴収条例	第3条第2項 ただし書	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課

レコード番号	処分名	条例等名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
79	行為の許可	松前町都市公園条例	第4条第1項	5日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課
80	許可の変更	松前町都市公園条例	第4条第3項	5日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課
82	使用料の分納の許可	松前町都市公園条例	第14条第1項	7日	—	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	まちづくり課
83	使用料の還付承認	松前町都市公園条例	第14条第2項	10日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課
84	使用料等の減免	松前町都市公園条例	第15条	14日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課
85	入居者の決定	松前町町営住宅管理条例	第7条第2項	10日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課

レコード番号	処分名	条例等名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
86	同居の承認	松前町町営住宅管理条例	第11条第1項	14日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課
87	入居承継の承認	松前町町営住宅管理条例	第12条第1項	30日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課
88	家賃の減免又は徴収猶予	松前町町営住宅管理条例	第15条	14日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課
89	敷金の減免	松前町町営住宅管理条例	第18条第2項	14日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課
90	住宅以外の用途併用の承認	松前町町営住宅管理条例	第26条	14日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課
91	模様替え又は増築の承認	松前町町営住宅管理条例	第27条第1項	14日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課

レコード番号	処分名	条例等名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
92	社会福祉法人等に対する使用の許可	松前町町営住宅管理条例	第47条第1項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課
93	敷地の目的外使用の許可	松前町町営住宅管理条例	第56条	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課
94	改良住宅の入居者の決定	松前町町営住宅管理条例	第42条において準用する第7条第2項	10日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課
95	改良住宅の同居の承認	松前町町営住宅管理条例	第42条において準用する第11条第1項	14日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課
96	改良住宅の入居承継の承認	松前町町営住宅管理条例	第42条において準用する第12条第1項	30日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課
97	改良住宅の家賃の減免又は徴収猶予	松前町町営住宅管理条例	第42条において準用する第15条	14日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課

レコード番号	処分名	条例等名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
98	改良住宅の敷金の減免	松前町町営住宅管理条例	第42条において準用する第18条第2項	14日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課
99	改良住宅の住宅以外の用途併用の承認	松前町町営住宅管理条例	第42条において準用する第26条	14日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課
100	改良住宅の模様替え又は増築の承認	松前町町営住宅管理条例	第42条において準用する第27条第1項	14日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課
101	連帯保証人の変更の承認	松前町町営住宅管理条例施行規則	第8条	14日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課
147	民間事業者の選定	松前町都市公園条例	第25条第2項	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	根拠条例等の規定のとおり	—	まちづくり課
148	地位の承継	松前町企業立地促進条例施行規則	第9条第2項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	設定していない	事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難	産業課

レコード番号	処分名	条例等名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
149	融資の決定	松前町中小企業振興資金融資条例	第9条	30日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	産業課
150	信用保証料の補助の決定	松前町中小企業振興資金融資条例	第10条	30日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	産業課
151	利子補給の決定	松前町中小企業振興資金融資条例	第11条	30日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	産業課